

スクール憲法プロジェクト

全4回

スクール憲法プロジェクト

本プロジェクトは、それ自体が学校運営と相伴うプロジェクトであるとともに、PBLを通じて児童・教職員が憲法について学習していくプロジェクトとして構想されている。以下の4つの手続きを踏み、憲法についてのPBLを通じて、その成果物としての憲法草案とその自己評価／ピア評価を作成する試みである。

UNIT1 憲法について

UNIT2 自由と権利について

UNIT3 言葉を下支えする学校文化

UNIT4 スクール憲法の草案化

ENGAGE(参加する)

UNIT1 憲法について

タイムライン

21:00-21:10 チェックイン

21:10-21:20 前提・目標共有

21:20-21:30 インプット(1)

21:30-21:50 対話(1)

21:50-22:10 インプット(2)

22:10-22:30 対話(2)

22:30-22:50 全体対話

22:50-23:00 チェックアウト

チェックイン

お名前+ご所属、本WSに参加した理由or最近あったことについて、自己紹介を兼ねてお話ください。

お一人2分ほどでお願いいたします。

前提となる 権利の共有と承認

本WSにおいてファシリテーターはWSで探究するスクール憲法の内容を決定するものではなく真理を保持するものではありません。意思決定権は学校関係者の皆様の手の中にあり、憲法は常に探究の途上にあると考えます。

その上でファシリテーターは、
・学校の内外で想定される事態 (what, how)
・さまざまな権利の意味と価値 (why)
について問いを提起し、対話を醸成します。

意見が対立した場合は民主的な意思決定を尊重するため、多数決を採用するのではなく、現実的に **7割満足・3割不満程度のバランス** が取れるポイントを探索することを勧めます。

意見とその理由について開示することが難しい場合、保留・拒否することが可能です。

WSを通じた 目標

憲法について理解を深め、
学校で大事にする自由と権利、
それらを支える学校の文化について
協同的に構想・批評しあい、
これらを可能な限り言葉にすること

例えば.....

「くじ」を引いて出た
生まれ育ち・嗜好・役割で
右の学校社会を生きるとしたら

肌の色が白ければ白いほど、
休み時間が増えます。

家にお金があればあるほど、
誰に何をしても許されます。

〇〇を趣味にしている人だけが、
学校のリーダーになれます。

リーダーは、基本何をしても許されま
す。

〇〇を趣味にしている人を、
誰が虐めても咎められません。

核心的な問い

EQ1: 学校内外で権力が均衡するためにはどのような仕組みが必要だろうか？(学校関係者、児童生徒、保護者、地域の人々...)

EQ2: 学校に関わる人々がともに自由で平等であると感じられる憲法を作るためには、どのような仕組みが必要だろうか？

インプット(1)

憲法は
過ちに学んだ個人たちによって
共に作られた(con-stituted)
平等な自由の権利を明文化する

憲法によって国家権力を組織し、制限する
「立憲主義」

*1789年フランス人権宣言16条

「権利が保障されず、権力が分立されていない社会には、憲法は存在しない」

インプット(1)

憲法は
過ちに学んだ個人たちによって
共に作られた(con-stituted)
平等な自由の権利を明文化する

憲法(Constitution):ともに(Con-)立ち
上げる(stitution)

人々が生まれながらに持っている権利
(自然権)を保障するため、個人がともに
作り上げていく国家のかたち
=実質的「憲法」

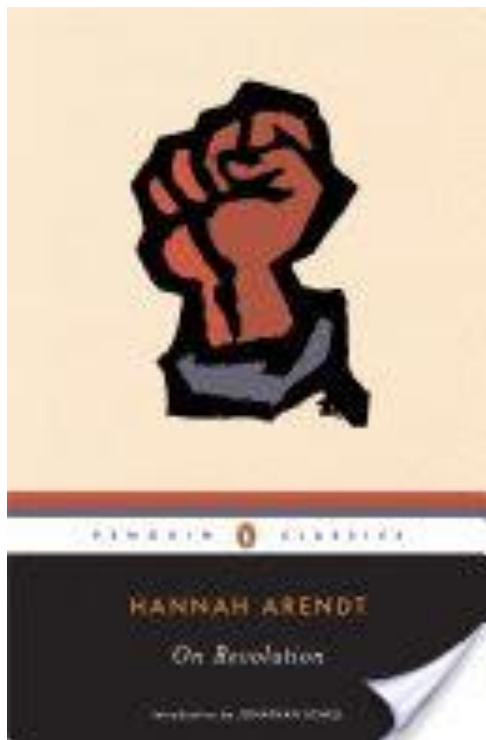
国家の行使する権力を定め、国家権力が
特定の個人・集団に濫用されることのない
ようにするための法文書
=形式的「憲法」

対話(1)

憲法は
過ちに学んだ個人たちによって
共に作られた(con-stituted)
平等な自由の権利を明文化する

EQ1: 学校内外で権力が均衡するためにはどのような仕組みが必要だろうか？(学校関係者、児童生徒、保護者、地域の人々...)

『革命について』[On Revolution](1963)



- フランス革命(1789-1799)と
アメリカ革命(1775-1783)の「比較研究」
- アメリカ革命の自由主義的解釈/共和主義的解釈
→共和主義的解釈(市民性、徳、公益性を重視)
- ロックでもなく、ルソーでもない「政治理論」
ロック(自然状態→自然法/信託→社会契約)
ルソー(自然状態→一般意志→社会契約)
- 参加民主主義の「古典」に

フランスの文人は公的自由の概念を見つけた

フランスの文人たちは、アウグスティヌス以来の自由意志（人には自然にも神にも依存しない自由な意志があるか）の議論とは異なり、「公的自由」として自由を理解していた。

それは古代ギリシア・ローマで発見されていた、市場などの人工的な公的空間において感覚できるリアリティとしての「公的自由」の再発見であった。

しかし文人たちは私的領域に隠遁していたためか、公的自由への情熱と支配者への憎悪とを混同した。

フランスの文人は私的自由と公的自由を混同した

しかし文人たちは私的領域に隠遁し、主人(支配者)のいない状況で語り、行為し、呼吸できる喜びのための自由(自由のための自由)への情熱を持っていたためか、公的自由への情熱と支配者への憎悪とを混同してしまった。

このような憎悪は、抑圧された人々の解放に対する渴望とも混同されてきたものであり、これらの憎悪と渴望に基づいた解放は決して(アレントのいう)革命をもたらさなかった。

引用

というのは、この憎悪は、革命の中心的な観念、すなわち、革命とは自由の創設のことであり、自由が姿を現わすことのできる空間を保障する政治体の創設のことであるということ、理解はおろか、おおづかみに把握することさえできないからである。
(pp.191-2)

原文 [the central idea of revolution, which is the foundation of freedom, that is, the foundation of a body politic which guarantees the space where freedom can appear. (p.125)]

革命の課題:(1)政治体/憲法の創設(2)革命精神の存続

近代において公的自由の創設は憲法作成と同じことである。

革命を通じて政治体が構成され、憲法が創設され、後の世代が「公的自由への情熱」と「公的幸福の追求」を享受できるよう、「革命精神」を存続させなければいけない。

そのためには憲法が人々の憲法制定権力に基づいて承認され公的幸福を私的福祉(幸福の追求)と混同しないことが重要となる。

革命の課題再論(政治体/憲法の構成)

反乱の目的が解放であるのに対し、革命の目的は自由の創設である。

しばしば“革命”は激烈な第一段階のみに重点を置かれて記録され、静的な革命と(憲法作成による政治体の)構成の第二段階が軽視されるが、これは憲法作成を反革命的なものともみなす誤解に基づく。

そしてこの誤解は、解放と自由の違いを区別していないことによる。自由の構成を伴わない解放は無益である。

アメリカでの憲法制定プロセス

アメリカの憲法制定熱を見てきたトマス・ペインが定義したように「憲法制定 (constitution) とは政府の行為ではなく、政府を構成する人民の行為である」(p.227)。アメリカの選挙人たちは、「人民が政府に憲法を与える」という原理を保持していた。

フランスでもアメリカでも憲法を起草する立憲議会が構成されたが、アメリカでは憲法草案を人々のもとに持ち帰り、タウン・ホール・ミーティングで連合規約を一句一句討議させ、憲法の条項を州議会で検討させた。

対話(2)

憲法は
過ちに学んだ個人たちによって
共に作られた (con-stituted)
平等な自由の権利を明文化する

EQ2: 学校に関わる人々がともに自由で
平等であると感じられる憲法を作るため
には、どのような仕組みが必要だろう？

EQについて対話するにあたり、
インプットを受けて感じたこと、
考えたことを共有してみましょう。

チェックアウト

感じたこと、考えたことを
お一人2分程度で共有くださいますよ
うお願いいたします。

#1 憲法について

一般化: 憲法は過ちに学んだ個人たちによって共に作られた(con-stituted) 平等な自由の権利を明文化する

概念: 憲法(Constitution)

トピック: 自由の創設、個人(individual)の意志、形骸化、
権力の分立、実質的憲法、形式的憲法、硬性・軟性

ファクト: 日本国憲法、アメリカ合衆国憲法、フランス憲法、教室憲法(Classroom constitution)

EQ1: 学校内外で権力が均衡するためにはどのような仕組みが必要だろうか？
(学校関係者、児童生徒、保護者、地域の人々 ...)

EQ2: 学校に関わる人々が ともに自由で平等であると感じられる
憲法を作るためにはどのような仕組みが必要か？

資料: <https://creativeeducator.tech4learning.com/2016/lessons/classroom-constitution>

#2 自由と権利について

一般化: 憲法は人として生きる権利を保障し、権利はその自由を保障する

概念: **権利**

トピック: 基本的人権、生存権、学習権、精神的自由・経済的自由・身体的自由

ファクト: 義務教育制度、義務教育課程、児童憲章

EQ1: 学校内憲法は児童生徒・教職員にどのような権利を保障しうるか？

EQ2: 学校内で権利はどのように行使されうるだろうか？

EQ3: 学校内での自由が保障されるにはどのような条件が必要だろうか？

資料: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/attach/1298450.htm

<https://core.ac.uk/download/pdf/56657463.pdf>

#3 言葉を下支えする学校文化

一般化: 児童生徒・教職員によって陰に陽に学校の文化は築かれる

概念: **学校文化 (school culture)**

トピック: 児童・若者文化、教員文化、ヒドウン・カリキュラム、実際の行動

ファクト: 校風、教室文化／学級王国・学級裁判、学級崩壊、いじめ

EQ1: 学校文化は児童生徒のどのような行動・習慣・信念によって築かれるのだろうか？

EQ2: 学校文化は教職員のどのような行動・習慣・信念によって築かれるのだろうか？

参考資料: <https://www.gse.harvard.edu/news/uk/18/07/what-makes-good-school-culture>

#4 草案化

一般化: 権利を保障し権力を均衡させる草案の討議、承認を経て憲法は作られる

概念: **草案**

トピック: 憲法発布

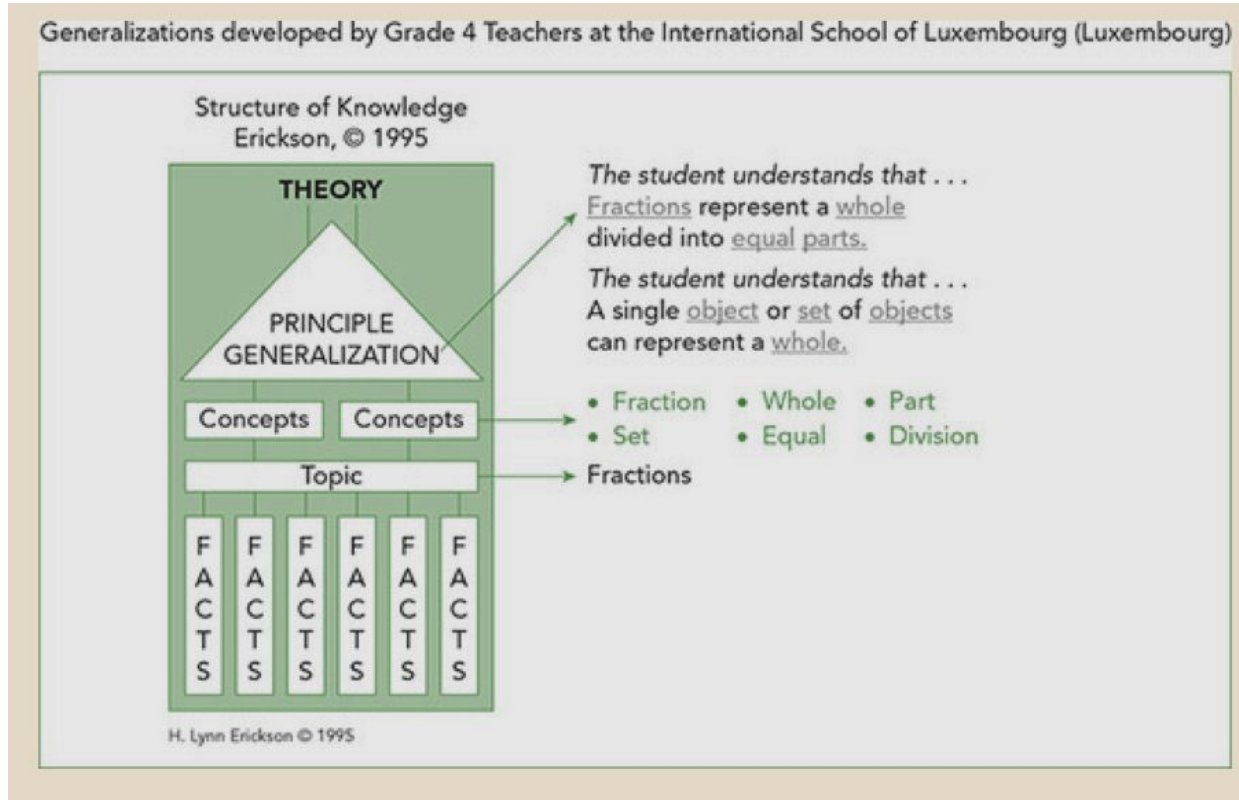
プロセス: 憲法草案の作成、討議、承認、発布

EQ1: 憲法草案はどのように作成され、討議され、承認されるのが良いだろうか？

EQ2: 憲法はどのように発布されるのが良いだろうか？

EQ3: 憲法の精神を維持するにはどのような仕組みが必要だろうか？

知識の構造 (Erickson, 1995)



プロセス学習の構造 (Lanning, 2012)

Generalizations developed by Kate Saunders from Discovery College, English Schools Foundation (Hong Kong, S.A.R.)

The student understands that . . .

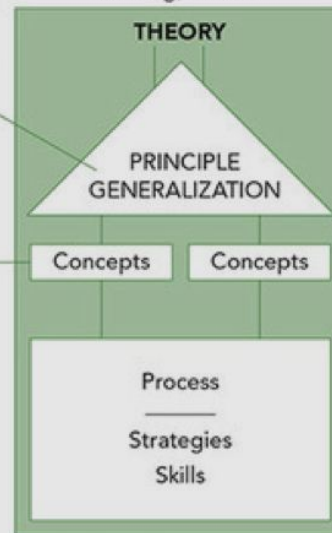
Artists can create messages that persuade the viewer to change their mindset or behavior.

Artists use bold colors to create emphasis and capture the viewer's attention.

- Viewer
- Emphasis
- Persuasion
- Color
- Message
- Mindset

Unit Title: The Power of Propaganda

Structure of Process
Lanning, © 2012



© Lois Lanning, 2012